

令和 年度（ 年分相当分）市町民税・県民税申告書 （上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）

年 月 日

長 殿

住 所	
氏 名 <small>フリガナ</small>	印
生年月日	年 月 日
電話番号	

（１）確定申告した（予定含む）上場株式等の所得

※住民税（市町民税・県民税）が特別徴収されている分に限ります。

		所得	住民税の特別徴収税額
上場株式等の 配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

（２）申告する番号に○をつけてください。

1. 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税は申告いたしません。
2. 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。

例：確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告する場合

		所得	住民税の特別徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

（３）添付書類

- ①確定申告書（第1表、第2表、分離課税の場合第3表も）控えの写し
- ②（１）の内訳となる特定口座年間取引報告書、配当等の支払通知書等の写し

※上記①、②ともに添付が必要です。

（注意事項）

- この申告書の申告期限は市町民税・県民税納税通知書が到達するまでです。
- 対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）。
- 本申告書の提出により、「所得税の繰越損失や扶養」と変更が生じる場合は、通常の住民税の申告書の提出が別途必要となります。
- 住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。
- 住民税で源泉分離（申告不要制度）を選択した場合、住民税で配当割額控除、譲渡所得額控除の適用はありません。
- 特定口座の譲渡損失を申告する場合、同一口座の配当所得を申告不要とすることはできません。
- 所得税と住民税で異なる課税方式を選択した場合、医療費控除や外国税額控除、譲渡所得の繰越損失額等について、所得税と住民税で控除額等に差異が生じる可能性があります。